



1 利用上の禁止事項

- (1) 利用期間中、施設の許可なく当該住所宛に荷物や文書等を郵送すること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 転勤や出張、旅行など、移住検討以外の目的で当該施設を利用すること。
- (4) 興行、展示会等催し会場として使用すること。
- (5) ペットを同伴すること。
- (6) 施設および施設敷地内において火気を取り扱うこと、および喫煙。
- (7) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- (9) 施設の利用者や関係者、及び周辺住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (10) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) 盗聴、盗撮等の犯罪行為、その他これに類する行為を行うこと。
- (12) 施設内に申込者及び利用者以外の者を入れる、又は呼び込むこと。
- (13) ご利用階および一階以外のフロアに立ち入ること。
- (14) その他施設管理者及び市が、事業上ふさわしくないと判断すること。

2 利用上の遵守事項

- (1) 施錠を徹底しキーの管理は適切に行うこと。
- (2) 備え付けの備品類の使用は適切に行うこと。
- (3) 居室内の私物は適正に管理すると共に、室内の清潔を保持すること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 利用者は、居室の使用期間が満了したときは、直ちにキー・カードを返却すること。
- (6) キーなどの貸与品を紛失した場合は、わかり次第直ちに施設に連絡すること。
- (7) 上記の他、施設の利用に関し施設及び市が指示した内容を遵守すること。

3 利用後の遵守事項

- (1) 利用最終日はお時間内に退去してください。
- (2) 利用に関するアンケートには必ず回答して下さい。
- (3) 通常の使用に伴い生じた居室及び備品の消耗を除き、現状回復として下さい。

4 損害賠償、事故免責

- (1) 故意又は過失により、施設若しくは設備及び備品又は貸与品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに施設に報告し、施設が求めた場合はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事項（突発的なケガおよび病気）に対して、施設及び市はその責任を負わないものとする。